

建築設計業務特記仕様書

この特記仕様書は、海田東小学校校舎建替基本計画策定及び基本・実施設計業務のうち、基本・実施設計業務に適用する。

I 業務概要

1 業務名称：海田東小学校校舎建替基本計画策定及び基本・実施設計業務

2 計画施設概要

(1) 施設名称：海田東小学校

(2) 敷地の場所：広島県安芸郡海田町浜角2163番1 外9筆

(3) 施設用途：校舎（小学校）

平成21年国土交通省告示第15号別添二 第七号 第1類とする。

(4) 計画範囲：

ア 概要

基本計画で決定された校舎並びに附属施設（附属施設については基本計画で整備が必要とされたものとする。）、渡り廊下、外構等（グラウンド、平面駐車場、駐輪場、植栽等）を整備すると共に、既存施設の解体を行う。

イ 施設の条件

対象建物	設計内容	構造・規模	備考
校舎	新築設計	延床面積 約6,000㎡ うち、最大1,600食調理の給食室（親子方式）及び約180㎡の児童クラブ部分を含む。 構造未定	給食室は本校を拠点とした自校給食 650食、他校への配送①650食、②300食を想定する。
附属施設	新築設計	提案による	
渡り廊下	新築設計	提案による	既存体育館への連絡
外構等	新築設計	提案による	
既存本館	解体設計	延床面積 2,973㎡ RC造 3階建て	
既存新館	解体設計	延床面積 1,385㎡ RC造 3階建て	
既存給食室	解体設計	延床面積 273㎡ S造 平屋建て	

※附帯する電気設備、機械設備、昇降機設備等の設計を含む。

ウ 外構等計画

○駐車場：平面駐車場とし、必要台数は、40台程度とする。

○駐輪場：平面駐輪場とする。

○グラウンド：配置計画を踏まえ整備方針を検討する。

○植栽：適宜

3 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地面積：14,823㎡（現状の目安：建物敷地保有分7,129㎡＋運動場用地保有分7,694㎡）

イ 地形：市街地の一角にあり、敷地の三方が公道に接している。

ウ 用途地域：第一種住居地域、近隣商業地域（建ぺい率60, 80%, 容積率200, 300%）

エ その他

- (ア) 基本計画で抽出された敷地条件等を基に設計を行うこととする。
- (イ) 敷地境界工作物等は必要に応じて改修を計画する。

(2) 施設の条件

ア 施設の規模等：Ⅰ．2(4)のとおり

イ 主要構造等：指定なし

ウ 耐震安全性の分類

「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日 建設省告示第2379号）」及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、備えるべき耐震安全性を確保する。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。 (重要度係数：1.25)
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

本小学校は、海田町地域防災計画において拠点避難所として位置づけられた施設であることから、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「乙類」に相当する性能を持たせる方針とし、耐震安全性を確保する。

上部構造計画については、架構や荷重条件、費用対効果を含め、設計段階で詳細に比較検討し、合理的な構造計画とする。

(3) 建設の条件

ア 概算事業費

本業務において積算する実施設計事業費は、本業務の基本計画で定めた概算事業費内に収めること。なお、当該概算事業費内に収めるため、本業務着手後、コスト管理を徹底し、構造方法や諸室の構成・面積の精査等による延べ面積の削減、イニシャル・ランニングコストの低減等を踏まえた建築設備を提案するなど、全体事業費の圧縮に配慮しながら業務を進めることとする。

イ 建築工期（既存校舎等の解体含む予定期間）：令和9年度～令和11年度

(4) 設計方針（留意事項等その他計画書によるもの）

ア 留意事項

- (ア) 計画施設は、小学校の管理普通特別教室棟及び給食室として求められる基本的な機能のほか、拠点避難所として必要な機能に加え、児童の学習活動や交流が活性化される施設を念頭に計画すること。
- (イ) 全体事業期間（計画、設計及び施工期間）の短縮及び全体事業費（計画、設計及び施工等その他関連するイニシャルコスト）の圧縮については、受注者の積極的な提案をもって業務にあたること。
- (ウ) 配置計画において、犯罪や不良行為の場となる可能性がある視認性の悪い箇所が発生しないよう考慮すること。また、事故、火災（放火を含む）、病虫害発生等の恐れがないよう考慮すること。
- (エ) 高齢者・身体障害者等の移動ルート等に関しては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年六月二十一日法律第九十一号）第17条第1項に規定する認定を取得することを目指すこと。なお、施設としての機能性や安全性、建設コスト等に配

慮した計画とすること。

- (オ) 施設の計画にあたっては、構造体の耐久性、耐震性及び保守性等に配慮した上で、階高、床面積、床加重等の余裕度並びに間仕切り等の可変性にも配慮し、内部機能の変化に柔軟に対応可能な計画とすること。
- (カ) 建築非構造部材及び建築設備については、求められる耐震性及び耐久性を確保するとともに、更新、修繕、補修及び維持管理を容易に実施できることに配慮した計画とすること。
- (キ) 本業務には仮設校舎の設計に係る業務は含んでいない。基本計画において仮設校舎の必要性について十分な検討を行うこと。
- (ク) 新校舎等に配置する備品・什器類について、本業務内で建築物と一体的に計画・整理するものとし、備品等発注仕様書としてとりまとめ成果物として提出すること。また、既存備品等については、転用・売却・処分等に係る検討及び所有品の整理を行うこと。
- (ケ) 本業務において計画する給食室（親子方式）については、海田東小学校を拠点として給食調理を行い町内の町立中学校へ配送することを想定している。配送を伴う給食室は用途が工場に該当すると考えられるが、敷地の大部分は第一種住居地域であることから工場の建築ができない敷地に該当することから、建築基準法第48条第5項ただし書き許可を要すると想定される。本業務には当該許可申請に係る費用、書類作成等手続き及び住民説明会及び公聴会への協力等許可申請に伴う業務の一切を含むものとする。
- (コ) 本業務には設計に必要な地質調査業務を含むものとする。なお、地質調査の詳細については別途「地質調査業務特記仕様書」において定める。
- (サ) サイン計画については、誰もが直感的に分かりやすいデザインとすると共に、学校や地域の特色を取り入れた児童が親しみを感じることのできるデザインを検討すること。また、将来的な室の入替えや転用等を想定し表示内容が更新しやすい仕様を検討すること。
- (シ) 駐車場・駐輪場は、門扉の外に整備する計画とし、必要に応じて門扉の建替を検討すること。
- (ス) 照明計画においては、LED照明の活用を基本とすること。
- (セ) 木材の活用については、海田町公共建築物木材利用促進方針に基づき建築コストの観点を考慮し検討すること。
- (ソ) 計画施設の耐用期間中に必要とされる内外装及び各設備機器のメンテナンス計画、大規模修繕計画、各種法令に基づく定期点検等に係る計画書の作成並びに概算費用の算出を行うこと。
- (タ) 計画施設は地球環境の保護と共に快適な室内環境を実現しながら光熱費等を削減するためZEB Readyを目指すものとする。
- (チ) 施設計画にあたっては、地域の風土を取り入れ本町の公共建築物として既存町有建築物との外観デザインの調和について配慮すること。
- (ツ) 本業務においては、設計段階におけるイメージの共有を容易にすると共に施工上の課題を設計段階から把握し工事に支障が生じないようBIMを活用した設計とすること。
- (テ) 計画敷地内には公団上水路が通っている箇所があることから、敷地整理のため水路の付替え又は廃止を計画している。本業務においては、これに係る資料の作成及び必要な手続きについて協力すること。
- (ト) 他はⅡ．4(15)その他による。

イ 業務工程

業務の実施にあたっては、各業務におけるスケジュールに留意し期限を厳守すること。なお、当該期限に依り難い場合又は適切な時期への変更提案のある場合は、理由及び対応方針について調査職員に報告するとともに、その指示を受けること。

(ア) 基本設計

項 目	期限（予定）	目 的
段階プレゼンテーション1	令和7年5月	平面案の確認及び事業費の把握
段階プレゼンテーション2	令和7年6月	立断面案の確認及び事業費の把握
段階プレゼンテーション3	令和7年7月	全体設計案の確認
基本設計成果物（案）	令和7年9月	最終修正前の成果物確認
基本設計成果物	令和7年10月	契約の履行確認

(イ) 実施設計

項 目	期限（予定）	目 的
概算工事費	令和 8 年 5 月	全体事業費の把握
設計図面の提出	令和 8 年 8 月	工事内容の確定
工事費積算（中間）	令和 8 年 10 月	建設工事費等の予算措置
建築許可の取得	令和 8 年 12 月	契約の履行確認
建築確認済証取得	令和 9 年 2 月	契約の履行確認
工事費積算（最終）	令和 9 年 2 月	発注工事費の把握
実施設計成果物（案）	令和 9 年 2 月	最終修正前の成果物確認
実施設計成果物	令和 9 年 3 月	契約の履行確認

Ⅱ 設計業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（官庁営繕統一基準）（以下「共通仕様書」という。なお、特記仕様書には添付していないため必要に応じて国土交通省ホームページからダウンロードすること。）」による。

1 特記仕様書の適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「＊」印を適用する。「○」印と「＊」印が付いた場合は共に適用する。

2 特記仕様書における読替え等

- (1) 共通仕様書中、「検査職員」とあるのは特記仕様書では「検査員」と読み替えるものとする。
- (2) 共通仕様書3.2設計方針の策定等の1.の（ ）内は、「告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定に限る」とする。

3 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の内容及び範囲

ア 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

イ 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備（昇降機設備、太陽光発電設備を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備（都市ガス設備を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む）及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成や申請手続き業務（複雑なものを除く。）を含むものとする。なお、業務のうち基本設計業務には次の内容を含むものとする。

- 既設校舎解体工事の概算工事費の積算

- 類似事例調査
- 配置，平面計画 3 案の作成と各概算事業費の修正
- 配置，平面計画案プレゼンテーション用資料，データの作成
- 立面，断面計画 3 案の作成と各パースの作成，L C C 比較，各概算事業費の修正
- 立面，断面計画案プレゼンテーション用資料，データの作成
- 事業の各段階別の想定仮設計画図の作成（学校関係者等の工事占用範囲理解のため）
- 基本設計の本編，概要版の作成及びプレゼンテーション用資料の作成
- 構造計画
- 段階プレゼンテーションの実施
 - ※段階プレゼンテーションの内容
 - 第 1 回：配置，平面計画 3 案と各概算事業費等
 - 第 2 回：立面，断面計画 3 案及び各イメージパース，各修正概算事業費等
 - 第 3 回：基本設計ダイジェスト版

本業務の積算は，次の算定方法による。又，算定方法毎の本業務に関する一般業務の対象業務率は次のとおりである。

- 延面積に基づく算定方法（ 建築 ） [87.0] %
- 延面積に基づく算定方法（ 構造 ） [88.0] %
- 延面積に基づく算定方法（ 設備 ） [87.0] %
- 図面目録に基づく算定方法（ 解体設計 ） [72.6] %
- ・その他（ ） [] %

※図面目録は別紙の「委託範囲及び設計図作成要領」を参照すること。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- * 積算業務（積算数量算出書の作成，単価作成資料の作成，見積りの徴集，見積検討資料の作成）
 - ・ 建築積算業務
 - ・ 既存建物解体工事費積算業務
 - ・ 電気設備積算業務
 - ・ 機械設備積算業務
- 透視図（着色）作成：種類（鳥瞰図，外観図，内観図），判の大きさ（A3），枚数（8枚），額の有無（無）
 - ・ 透視図の写真撮影：カット枚数（ ），判の大きさ（ ），白黒・カラーの別（ ）
- 模型製作：縮尺（1/500），主要材料（スチレンボード又はこれに準ずるもの），ケースの有無（有）
 - ・ 模型の写真撮影： カット枚数（ 枚以上 ），判の大きさ（キャビネ判），白黒・カラーの別（ ）
- 動画制作：外観及び主要な部分の内観を鳥瞰及びウォークスルーで閲覧できる動画制作
- 関係法令等に基づく必要な各種申請手続き業務
- 建築確認申請手続業務
 - ・ 仮使用承認申請書，一団地の総合設計等の変更申請書作成（必要に応じて）
- 建築基準法第48条第5項ただし書き許可申請手続業務（住民説明会及び公聴会への協力含む）
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- 建築物省エネルギー性能表示（BELS）認証評価に係る資料作成及び申請手続き業務
- 海田町中高層建築事業指導要綱に基づく事前協議書及び事前説明報告書の作成，標識の設置並びに手続き業務
- ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく大規模行為届出書の作成並びに手続き業務（標識の設置を含む）
- 高齢者，障害者等の移動等の円滑化に関する法律に基づく認定申請書の作成及び協議に関する業務
- リサイクル計画書の作成（基本設計，実施設計の各段階において，建設副産物対策（発生の

抑制，再利用の促進，適正処理の徹底）について検討を行い，設計に反映させるものとし，その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。）

○概略工事工程表の作成

○保護者説明，町議会説明，校舎建替検討部会説明，ワークショップの運営等に必要な資料の作成

- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務

○地質調査業務

○備品等什器整備計画業務

○テレビ電波障害調査

○関係者意見の収集支援業務

○関係者広報資料（建替だより）の作成支援業務

○その他当該設計業務に必要な業務

※各種申請において，申請手数料を要する場合，費用は受注者の負担とする。

(3) 特別経費について

特別経費として次のものを見込んでいる。

- ・（一財）建築コスト管理研究所の営繕積算システム（RIBC2）内訳書数量入力システムLITEの利用料
- ・公共建築設計者情報システムPUBDIS（業務カルテ情報）の登録料
- ・建築確認申請手数料
- ・構造計算適合性判定申請手数料
- ・建築基準法第48条第5項ただし書き許可申請手数料
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
- ・建築物省エネルギー性能表示評価手数料

4 業務の実施

(1) 一般事項

基本設計業務は，提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。

(2) 適用基準等

設計にあたっては，建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては下記の基準を参考にし，特記なき場合は，国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

ア 共通

- 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準（最新版）
- 官庁施設の環境保全性に関する基準（最新版）
 - ・官庁施設の環境保全性に関する診断・改修基準（最新版）
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（最新版）
- 官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- 公共建築工事積算基準（最新版）
- 公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- 公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- 建築物解体工事共通仕様書（最新版）
 - ・耐震診断基準・同解説，改修設計指針・同解説（最新版）
- 海田町公共建築物等木材利用促進方針

イ 建築

- 建築工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）

- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- 木造建築工事標準仕様書（最新版）
- 建築設計基準（最新版）
- 建築構造設計基準（最新版）
- 建築工事標準詳細図（最新版）
- 工損調査等共通仕様書（最新版）

ウ 建築積算

- 公共建築数量積算基準（最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- 広島県営繕工事内訳書作成要領（建築工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）

エ 設備

- 建築設備計画基準（最新版）
- 建築設備設計基準（最新版）
- 建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）

オ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）

(3) 業務計画書

次の内容を記載した業務計画書を提出すること。

- ア 管理技術者の氏名，生年月日，所属・役職，保有資格，経験年数等
- イ 各主任担当技術者の担当分野，氏名，生年月日，所属・役職，保有資格，経験年数等
- ウ 担当技術者の分担業務分野，所属，氏名，生年月日，保有資格，経験年数等
- エ 協力事務所の名称，分担業務分野，協力を受ける理由及び具体的内容
- オ 分担業務分野，具体的な業務内容，追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・経験年数等（総合，構造，電気，機械及び積算以外に分担業務分野がある場合）
- カ 緊急連絡先
- キ その他

(4) 技術者の資格要件

- ア 管理技術者の資格要件は次による。なお，受注者が個人である場合にあってはその者，会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属するものを配置しなければならない。
 - ・建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）の規定により，当該施設の設計をするに当り免許が必要な場合は，それを有するもの
- 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
 - ・建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士
 - ・建築士法第10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士

- ・(社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者

イ 主任担当技術者の資格要件は、担当する分担業務分野に応じ、次表に掲げる資格要件のいずれかによる。

分担業務分野	資格要件
総合	一級建築士
	二級建築士
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
電気	設備設計一級建築士
	一級建築士，建築設備士，技術士
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士
機械	設備設計一級建築士
	一級建築士，建築設備士，技術士
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士
積算	建築コスト管理士
	建築積算士

- ・当業務の受注者は、確認申請業務に当って、建築士法の規定により構造設計一級建築士あるいは設備設計一級建築士による法適合確認が必要な場合は、資格者が自ら設計するか、これらに法適合の確認を依頼すること。

(5) 貸与資料等

＜提供を予定している参考資料＞

- ①海田東小学校本館耐震補強工事図面（JWW 形式，平成 22 年作成）
- ②海田東小学校本館給排水設備等更新工事図面（JWW 形式，平成 28 年作成）
- ③海田東小学校新館耐震補強等工事図面（JWW 形式，平成 25 年作成）
- ④海田東小学校体育館大規模改造・耐震補強工事図面（JWW 形式，平成 18 年作成）
- ⑤海田東小学校体育館非構造部材耐震化工事図面（JWW 形式，平成 29 年作成）
- ⑥海田町立東海田小学校屋内運動場新築工事図面（PDF 形式，昭和 43 年作成）
- ⑦海田東小学校校舎新築工事図面（本館東側）（PDF 形式，昭和 39 年作成）
- ⑧東海田小学校校舎新築工事図面（新館）（PDF 形式，昭和 46 年作成）
- ⑨海田東小学校大規模改修工事図面（PDF 形式，平成 5 年作成）
- ⑩海田東小学校給食室建替工事図面（PDF 形式，平成 11 年作成）
- ⑪既存地質調査資料
- ⑫その他必要な資料

(6) コスト縮減及び事業期間短縮検討資料の作成

本業務の中でコスト縮減及び事業期間短縮について検討し、資料作成においては調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

- ア コスト縮減及び事業期間短縮対策（建設コスト，時間的コスト，ライフサイクルコスト等）として有効なものとして採択した事項（コスト縮減及び事業期間短縮提案）
- イ 品質向上に配慮した事項（施設の長寿命化，維持管理の推進，環境負荷低減等）

(7) 電子納品対象業務

＊本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。

(8) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る設計業務又は工事の受注者に貸与し、当該工事に係る設計図書、施工図又は完成図等の作成に使用するなど、建築設計業務等委託契約約款第8条の規定の範囲内で使用することがある。

(9) 業務実績情報の登録について

・不要とする。

○要する。

（受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の確認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を検査員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。）

(10) 地元関係者等への説明、交渉等

・本業務の実施に伴い、（ ）等で構成する協議会等を設置する。協議会等の運営は受注者が行う。

○受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際にこれに協力する。

(11) 設計に際しての基本方針

設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。

ア 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性

イ 設計施設と周辺環境との調和

ウ 使用上の利便

エ 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討

オ 工事の安全性及び災害の防止

カ 条件明示（原則として特記仕様書（施工条件）に記入すること）

キ 分別解体の適正化（物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること）

(12) 積算に際しての留意事項

工事費概算書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物の平均額を採用し、見積による場合は、3社以上の見積を徴集し比較表を作成して、最低見積額を採用すること。なお、見積を依頼する前には、調査職員に見積依頼先名簿届を提出し承諾を得ること。

(13) 協力業者（下請け業者）との契約について

協力業者（下請け業者）との契約にあたっては、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保するうえで必要な報酬額で契約するよう努めること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

(14) 特別管理産業廃棄物等の調査

○解体等の設計に際しては、特別管理産業廃棄物等（廃石綿等、PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六ふっ化硫黄ガス等）の有害物質の有無について調査を行うこと。なお、調査方法等は、廃石綿等にあつては、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成24年版）・同解説の6. 1. 3施工調査により実施し、その他の廃棄物等は調査職員と協議の上、実施すること。また、廃石綿等の資料採取による分析調査箇所数は下記のとおり見込んでいる。

【廃石綿等の資料採取による分析必要箇所数】

① アスベスト含有吹付け材・・・（ ）箇所

- ② アスベスト含有保温材等・・・（ ）箇所
 - ③ アスベスト含有成形板・・・（ 60 ）箇所
 - ④ アスベスト外壁吹付材・・・（ 3 ）箇所
- ・行わない

(15) その他

- 「海田町公共建築物等木材利用促進方針（平成24年10月1日施行）」に基づき，建築物内装等の木質化の積極的な提案を行うこと。
- 「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日制定）」及び「広島県福祉のまちづくり条例（平成7年3月15日制定）」に基づき，建物及び敷地内のバリアフリー化を図ること。
- ・設計に先立ち，現況測量（テープ測量・光波測量），現況地盤高の測量（道路・宅地・隣地など），現況道路幅員の測量を行うこと。
- 本事業に係る建築基準法，消防法その他関係法令等に基づく必要な事前協議等は，時期を逸することなく適切に行うこと。
- 仮設計画等においては，通学路等を調査のうえ，工事用車輛の往来，出入口，仮設置場等について適切に安全性を考慮した計画とすること。
- 既存の電気，給排水管，雨水排水桝の経路を現地調査したうえで，盛替の必要範囲を特定し，図面に反映させること。
- 駐車場の進入口を新たに計画する場合においては，交差点からの距離，縁石の切りさげの箇所数，寸法等道路管理者と協議すること。
- 日影図の作成においては，既存建築物の位置及び高さを事前に調査したうえで，図面に反映させること。

5 成果物、提出部数等

(1) 共通

提出を要する事務書類	部数	備考
○管理技術者選任（変更）通知書	1 部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付 免許・資格については証する写しを添付
○主任担当技術者選任（変更）通知書	1 部	主任担当技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付 免許・資格については証する写しを添付
○誓約書	1 部	管理技術者の兼務制限について
○業務工程表	1 部	
○業務計画書	2 部	
○業務履行報告書	毎回 2 部	期間内に作成した図面を添付 提出回数及び提出日は毎月 1 回で、7 日とする。
○業務完成通知書	1 部	
○引渡書	1 部	
○請求書	1 部	

(2) 基本設計

成 果 物	規格及び部数	備考
○建築（総合）基本設計図書	2 部	A3
○建築（構造）基本設計図書	2 部	A3
○電気設備基本設計図書	2 部	A3
○機械設備基本設計図書	2 部	A3
○透視図	3 枚	
○模型	一式	1/500，敷地周辺環境プレゼン用
○動画	一式	
・リサイクル計画書	1 部	
○電子成果物	2 部	電子メディアにて提出
○地質調査報告書	1 部	
○コスト縮減等資料	1 部	
○各種技術資料	1 部	
○業務打合せ簿・打合せ記録簿	1 部	
・		
・		
・		
・		

（注）：建築（構造），電気設備及び機械設備の成果物は，建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

：成果物は調査職員の指示により製本とする。

：電子成果物提出の際には，ウイルス対策を実施した上で提出すること。

(3) 実施設計

成 果 物	規格及び部数	備考
○建築（総合）設計図	1 部	原図
○建築（構造）設計図	1 部	原図
○電気設備設計図	1 部	原図
○機械設備設計図	1 部	原図
○構造計算書	1 部（A4版製本）	ALC外壁パネル工事、屋根工事等については、建築基準法に基づく風速等に応じた標準的な工法検討及び詳細図の作成まで含む。
○電気設備設計計算書	1 部	
○機械設備設計計算書	1 部	
○昇降機設備設計計算書	1 部	
○電子成果物	2 部	電子メディアにて提出
○積算数量算出書（数量調書含む）	1 部	
○工事内訳書	1 部	金額入り 電子データ共
○内訳書単価根拠資料（単価比較表、見積書、使用機器・材料カタログ等）	1 部	
○営繕工事積算チェックリスト	1 部	
○関係法令等に基づく必要な各種申請図書（確認申請図書等）	必要部数	手続きを含み、各種申請書と確認済証等をPDFデータで提出すること。
○省エネルギー関係計算書	必要部数	
○BELS評価関係計算書	必要部数	
・建築物環境性能評価システム（CASBEE）による計算書	1 部	
○リサイクル計画書	1 部	
○概略工事工程表	1 部	
・防災計画書	1 部	
○環境配慮システムチェック表	1 部	広島県環境配慮推進要綱による
○備品等什器整備計画報告書	1 部	
○テレビ電波障害調査報告書	1 部	測定結果一覧表、調査所見、測定写真、受信障害予想地域図、住宅地域図等を添付
○廃石綿等、PCB調査報告書	1 部	
○各種技術資料	1 部	必要に応じて提出すること。
○透視図	5 カット	鳥瞰図、外観図、内観図
・透視図の写真	枚	カラー 1版
・模型	一式	
・模型の写真	各 枚	カラー キャビネサイズ
○動画	一式	
○広報説明用資料（デフォルメ化した説明用図面を含む）	1 部	デフォルメ図面のレイアウト、カラー等は調査職員と協議の上決定（電子データ共）
○業務打合せ簿・打合せ記録簿	1 部	官公署との設計協議書及び協議記録簿等を含む。
○現況写真及び現地調査資料	1 部	A4版製本 写真及び画像データ

		共
○設計図二つ折り製本	6 部	A3版製本6部
○見積依頼先名簿届	1 部	必要に応じて指定様式で提出すること。
○貸与品借用（返納書）	1 部	必要に応じて指定様式で提出すること。
○議会等説明に必要な資料	必要部数	調査職員の指示による。

（注）：建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中を含めることができる。

：成果物は調査職員の指示により製本とする。

：積算数量算出書の作成は、営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

：電子成果物提出の際には、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

1 基本設計 委託範囲及び設計図作成要領

(1) 建築工事

設計資料		☐	調査研究企画報告書	
		☐	関連技術資料	
		☐	各種法令手続のための技術資料の作成	
設計図書	総合	☐	計画説明書	
		☐	仕様計画概要書	
		☐	仕上計画表	
		☐	面積表及び求積表	
		☐	敷地案内図	
		☐	配置計画図	
		☐	平面(各階)及び動線計画図	
		☐	断面計画図	
		☐	立面計画図	
		☐	矩計図	
		☐	工事日程計画書	
	構造	☐	構造計画概要書及び仕様概要書	
		☐	構造計画図	
	積算	☐	工事費概算書(コスト縮減等検討資料も含む)	

(2) 電気設備工事

設計資料		☐	調査研究企画報告書	
		☐	関連技術資料	
		☐	各種法令手続のための技術資料の作成	
設計図書	総合	☐	計画説明書	
		☐	電気設備計画概要書	
		☐	仕様概要書	
		☐	各種技術資料	
		☐	工事日程計画書	
	積算	☐	工事費概算書(コスト縮減等検討資料も含む)	

(3) 機械設備工事

設計資料		☐	調査研究企画報告書	
		☐	関連技術資料	
		☐	各種法令手続のための技術資料の作成	
設計図書	総合	☐	計画説明書	
		☐	給排水衛生計画概要書	
		☐	空調換気設計計画概要書	
		☐	仕様概要書	
		☐	各種技術資料	
		☐	工事日程計画書	
	積算	☐	工事費概算書(コスト縮減等検討資料も含む)	

2 実施設計 委託範囲及び設計図作成要領

(1) 建築工事

区 分		内 容		参考枚数
仕様書		☐ 共通仕様書		
		☐ 特記仕様書		
		☐ 手続		
総合	一般図	☐ 目次		
		☐ 工事概要		
		☐ 工事区分表		
		☐ 建築基準法，広島県福祉のまちづくり条例等区分表		
		☐ 面積表		
		☐ 仕上表		
		☐ 敷地案内図		
		☐ 配置図		
		☐ 平面図		
		☐ 立面図		
		☐ 断面図		
		☐ 各伏図		
		☐ 建具位置図		
		☐ 建具表		
		☐ 外構図		
		☐ 日影図		
		☐ 仮設計画図		
	詳細図	☐ 矩計図		
		☐ 展開図		
		☐ 平面詳細図		
		☐ 部分詳細図		
構造	構造図	☐ 基礎伏図		
		☐ 杭伏図		
		☐ 各階構造伏図		
		☐ 柱リスト		
		☐ 梁リスト		
		☐ 架構図		
		☐ 床版リスト，配筋図		
		☐ 階段，壁リスト及び雑配筋		
		☐ 地質調査図		
	計算書	☐ 構造計算書		
		☐ 省エネルギー計算書(PAL)		
積算	☐	総合	内訳書ファイル（工事内訳書） 数量計算書，見積比較表の作成 コスト縮減資料書の作成	
	☐	構造		
手続	☐	電気，機械設備を含む	官公署諸手続(建築確認申請，消防設備 計画書)等に伴う建築士のチェック及び 押印を含む	
その他	☐	鳥瞰図		
	☐	透視図		
	☐	模型		
	☐	変更訂正図		
備考欄				

(2) 電気設備工事

区 分		内 容	参考枚数
仕様書	○	共通仕様書	
	○	特記仕様書	
	○	手続	
共通	○	工事概要	
	○	敷地案内図	
	○	配置図	
	○	工事区分表	
電力	○	構内配電線路図	
	○	幹線設備 ・系統図（・電灯 ・動力） ・分電盤回路図 ・参考姿図 ・配置図（平面図，詳細図）	
	○	電灯設備 ・参考姿図 ・配置図（平面図）	
	○	動力設備 ・参考姿図 ・配置図（平面図） ・制御盤回路図	
	○	避雷設備 ・参考姿図 ・配置図（平面図，立面図）	
	○	受変電設備 ・参考姿図 ・回路図 ・配置図（平面図）	
	○	自家発電設備（・電力貯蔵設備） ・参考姿図 ・回路図 ・配置図（平面図）	
通信・情報	○	構内通信線路図	
	○	構内交換（電話）設備 ・系統図 ・参考姿図 ・配置図（平面図）	
	○	電気時計設備 ・系統図 ・参考姿図 ・配置図（平面図）	
	○	拡声設備（・非常放送） ・系統図 ・参考姿図 ・配置図（平面図）	
	○	表示（出退表示）設備 ・系統図 ・参考姿図 ・配置図（平面図）	
	○	インターホン（呼出）設備 ・系統図 ・参考姿図 ・配置図（平面図）	
	○	テレビ共同受信設備 ・系統図 ・参考姿図 ・配置図（平面図）	
	○	テレビ電波障害除去設備 ・系統図 ・参考姿図 ・配置図（平面図）	
計算書	○	各設備計算書	
積算	○	内訳書ファイル（工事内訳書） 数量計算書，見積比較表の作成 コスト縮減資料書の作成	
手続	○	官公署諸手続	
備考欄			

(3) 機械設備工事

区 分		内 容	参考枚数
仕様書	○	共通仕様書	
	○	特記仕様書	
	○	手続	
一般	○	工事概要	
	○	敷地案内図	
	○	配置図	
	○	工事区分表	
機械	○	矩計図	
	○	配管，ダクト系統図	
	○	機械器具一覧表	
	○	平面図	
	○	立面図	
	○	各部詳細図	
	○	動力操作盤，自動制御計測図	
	○	機器，工作物姿図	
計算書	○	各設備計算書	
積算	○	内訳書ファイル（工事内訳書） 数量計算書，見積比較表の作成 コスト縮減資料書の作成	
手続	○	官公署諸手続	
備考欄			

(4) 解体工事

区 分		内 容		参考枚数
仕様書		○	特記仕様書	1
		○	手続	1
総合	一般図	○	目次	1
		○	工事概要	1
		○	工事区分表	1
		○	仕上表（アスベスト調査結果含む）	3
		○	敷地案内図	1
		○	配置図	1
		○	平面図	7
		○	立面図	8
		○	断面図	3
		○	各伏図	14
		○	建具位置図	7
		○	建具表	5
		○	外構図	3
		○	仮設計画図	2
	詳細図	○	矩計図	5
		○	展開図	10
		○	平面詳細図	7
		○	部分詳細図	5
構造	構造図	○	基礎伏図	3
		○	杭伏図	3
		○	各階構造伏図	7
		○	柱リスト	3
		○	梁リスト	3
		○	架構図	8
		○	床版リスト，配筋図	3
		○	階段，壁リスト及び雑配筋	3
電気設備		○	各種電気設備図	21
機械設備		○	各種機械設備図	21
積算		○	総合，構造，電気，機械	内訳書ファイル（工事内訳書） 数量計算書，見積比較表の作成 コスト縮減資料書の作成
手続		○	電気，機械設備を含む	官公署諸手続
備考欄				